

障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関する指定都市市長会提言

障害福祉サービスの費用は、1／2を国が負担することが義務化されているが、訪問系サービスにのみ、法の趣旨を逸脱し、政令により国の負担範囲を狭く限定している。これにより、特に指定都市では、多額の超過負担（指定都市の総額は令和6年度実績で353億円）が生じている。

指定都市市長会では、令和5年から、障害福祉サービスにおける居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスに係る国庫負担基準の見直し等、市町村の超過負担の解消に向けた適切な財政措置が行われるよう、再三にわたり提言してきたところである。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しにより一定の改善はなされ、また、令和8年度に実施された臨時報酬改定においては、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正が行われた。当該改正は、給付費の増額分に対する国庫負担基準は概ね適切に増額改定されたと評価できるものの、国庫負担基準は依然として低く、抜本的な改善には至っていない。

また、厚生労働省は入所・入院されている方の地域生活への移行を推進しているが、現行の仕組みのまま地域移行を進めることは、構造上、ますます市町村の超過負担を増加させることになる。特に、在宅で24時間365日支援を要する重度訪問介護利用者のサービス利用実態と国庫負担基準が著しく乖離していることが明らかとなっており、早急な制度改正が必要である。

今後も、障害の重度化や高齢化の進展、地域移行の推進により、障害福祉サービス費の増大が見込まれる中で制度の持続可能性を確保していくため、令和9年度の次期報酬改定に確実に反映するよう、指定都市市長会として下記のとおり提言する。

記

- 1 居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、他の障害福祉サービスと同様に、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎に、国が1／2の財政負担を行うこと。
- 2 上記の改正が実現されるまでの措置として、速やかに以下の措置を講ずること。
 - (1) 国庫負担基準に、賃金や物価上昇、その他の報酬改定分を適切に反映すること。
 - (2) 重度訪問介護利用に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、実態に応じて引き上げること。

特に、医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方など、24時間365日支援を

要する重度訪問介護利用者に係る障害福祉サービスの国庫負担基準を利用実態に即した基準に見直すこと。

- (3) 居宅介護については、障害支援区分 1 から 4 の介護保険対象者を国庫負担の対象とするとともに、障害支援区分 5 から 6 の介護保険対象者の国庫負担基準を更に引き上げること。

令和 8 年 月 日

指定都市市長会